

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告は 3月16日(月)が期限です

問合せ **【市民税・県民税の申告】**市民税課(☎51・2200)、**【確定申告】**豊橋税務署(☎52・6201※自動音声案内)、
[e-Tax]ヘルプデスク(☎0570・01・5901)

HP 5782

市民税・県民税の申告

●申告が必要な方

令和8年1月1日時点で、市内在住かつ確定申告をしない、次のいずれかに該当する方

- (1) 紹与・公的年金などの源泉徴収票に記載されていない控除を追加する
- (2) 収入が雇用保険・遺族年金・障害年金などの非課税所得のみ
- (3) 紹与所得(退職所得を含む)や公的年金などに係る雑所得以外の所得(営業・農業・不動産など)がある
- (4) 令和7年中に収入がなかった(市内在住の親族の配偶者控除や扶養控除の対象者を除く)

市ホームページの「市税 あなたの申告は?」から質問に答えることで、市民税・県民税や所得税の申告が必要かどうかを簡易的に判断できます。



●申告方法

郵送で提出

申告書を作成し、市民税課(〒440-8501 住所不要)

※申告書は、ホームページ内の「税額シミュレーション & 申告書作成ツール」で必要事項を入力し、作成できます。



会場の混雑を避けるため、
郵送での提出にご協力ください。



会場で申告

■市役所会場

とき 2/16(月)～3/16(月)の月～金曜日8:30～16:00(2/23(祝)を除く)

ところ 市民税課

その他 当日8:00から、市民税課窓口で整理番号の記載された整理券を配布。

2/2(月)～2/13(金)は市民税・県民税のみ申告可(2/11(祝)を除く)



全ての会場がバリアフリーに
対応しています

■出張受付会場

時間 9:30～15:30(受け付けは15:00まで)

ところ	とき	ところ	とき
視聴覚教育センター	2/18(水)～2/20(金)	とよはし人材育成センター	3/3(火)、3/4(水)
アイプラザ豊橋	2/25(水)～2/27(金)	石巻生涯学習センター	3/5(木)、3/6(金)

その他 当日、各会場で整理番号の記載された整理券を配布。配布開始時間など詳細はホームページ参照

[共通事項]

- 持ち物**
- ・マイナンバーカードまたはマイナンバーが確認できる書類、本人確認書類(運転免許証など)
 - ・本人、扶養親族などの令和7年分の収入金額が分かるもの(源泉徴収票、個人年金支払証明書など)
 - ・各種控除のための証明書など(社会保険料の領収書、生命保険料控除証明書、医療費控除の明細書など)
 - ・確定申告をされる場合は、本人名義の預貯金通帳、マイナンバーカードの写し(確定申告書に添付用)
- ※不足書類がある場合、受け付けできることあります。

● 申告に関する注意事項

① 申告会場への来場について

- 混雑する時期(2/16(月)～2/20(金))や開場直後の時間帯、各出張受付会場の初日はなるべく避けてください。
- 受付開始時間まで会場に入らないでください。
- 混雑状況により、早期に整理券の配布を終了する場合があります。
- 整理券配布時間前の順番待ちは控えてください。

② 医療費控除の明細書を事前に作成してください

医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書の提出が必要です。領収書では受け付けることができないため、必ず事前に作成してください。なお、医療費控除の明細書様式(添付書類台紙・医療費控除の明細書)は市民税課、ホームページで配布しています。



医療費控除の明細書様式

③ 障害者控除対象者認定について

障害者手帳の交付を受けていない65歳以上で、要介護1以上の方または、おむつ使用証明書の交付を受けている方は、障害者控除の対象となる場合があります。対象の要介護1以上の方へ1月下旬から認定書を送付しています。自身が送付対象者に該当するかは、長寿介護課へご確認ください。なお、おむつ使用証明書による認定を希望する方は、2/27(金)までに長寿介護課へ申請してください。

問合せ 長寿介護課(☎51・3130) HP 120972

所得税の確定申告

市役所会場・出張会場では給与・年金などの簡易な申告のみできます。

次のいずれかに該当する方は、税務署で申告相談をしてください。

- (1) 営業・農業の事業所得、不動産所得、土地・家屋・株式などの譲渡所得、山林所得の確定申告をする
- (2) 損失の確定申告をする
- (3) 所得税の住宅借入金等特別控除(1年目)を受ける
- (4) 準確定申告をする



● 申告方法

e-Tax(電子申告)または郵送で提出

スマートフォンやパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」などで確定申告書を作成し、e-Taxまたは郵送で名古屋国税局業務センター豊橋分室(〒440-8535 住所不要)



確定申告書等作成コーナー

税務署で申告

とき 2/16(月)～3/16(月)の月～金曜日(2/23(祝)を除く)、3/1(日)9:00～17:00

ところ 豊橋税務署

その他 入場整理券(国税庁LINE公式アカウントで事前予約または当日配布)が必要。枚数に限りあり。必要書類など詳細は国税庁ホームページ参照



国税庁
LINE公式アカウント

税理士による無料税務相談

所得税の確定申告に関する相談ができます。

とき 2/16(月)～2/27(金)の月～金曜日(2/23(祝)を除く)9:30～12:00、13:00～16:00

ところ 市民税課

対象 次のいずれかに該当する方①前年分の所得金額が300万円以下の事業所得者、不動産所得者(消費税課税事業者の場合は、令和5年分の課税売上高が3,000万円以下の方)②給与所得者③年金受給者